

令和8年3月（第7回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

令和8年3月26日（木） 午後2時00分～午後4時16分

2 場 所

光市教育委員会1階ホール

3 出席者

伊藤教育長、武田委員、岩佐委員、藤本委員

4 事務局

小山教育部長、加川教育部次長兼教育総務課長、吉永ひかり学園推進課長、岩政学校教育課長、田中学校教育課主幹、宮本部活動改革推進室長、久山文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、大濱図書館長、高橋学校給食センター所長、山本教育総務課経理係長

5 傍聴者

1名

6 教育長報告

- (1) 市職員並びに公立学校教職員の人事異動について
- (2) 浅江中学校の移転に関する現在の状況について
- (3) 令和7年光市スポーツ優秀選手表彰について
- (4) 中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブの閉講式について
- (5) ご寄附の報告について

7 議 事

(1) 議案及び報告

ア 議案第11号 令和8年度光市教育委員会重点施策について

(ア) 概 要

令和8年度光市教育行政重点施策を定めるため、本案を提出。

(イ) 内 容

施策の概要について、各課より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

地域健全育成活動の推進として、インターネット・スマートフォンの正しい利用方法の周知について、保護者から、SNSの使い方や誹謗中傷など、見えない相手とのやり取りに関する取組についての要望はあるのか。また、こうした内容に関する研修等は実施しているのか。

回 答

文化・社会教育課として研修は実施していないが、先日開催した青少年問題協議会において、SNSの現状と課題をテーマに、参加者から意見を聴取しており、その中で、青少年センターを中心に、スマートフォン等が不可欠となっている現状を踏まえ、大人がどのように子どもたちに関わり、適切に指導していくべきかについて検討を開始したところである。現時点では保護者からの直接的な相談は寄せられていないが、青少年の年齢規制という観点から、取組を進めているところである。

意 見

子どもは保護者より先に知識を習得すると思うので、早期に保護者と情報共有を図り、子育て講座などを通じて対応方法を学ぶことができればいいのではないかと思う。

回 答

インターネット、スマートフォンの利用方法の周知は学校でも行っているが、地域健全育成活動として実施していくことが大切ではないかと考えており、子育て講座などで保護者に対する啓発や周知を行うなど、学校だけではなく家庭や地域と連携して取り組むことが重要である。あわせて、地域や子育て講座の中からどのような取組ができるかについても検討していきたい。

② 意 見

学校給食の無償化について、現在、小学校 240 円、中学校 288 円から、8 年度は小学校 330 円、中学校 387 円に改定するということだが、金額はどのように設定されているのか。

回 答

1 食あたりに必要な栄養エネルギーを考慮し、1 週間分をモデル給食として献立を組み立て、算出している。

③ 意 見

第 5 次光市子ども読書活動推進計画の策定に当たり、第 4 次計画の実施結果を踏まえた課題や問題点について、どのように整理しているのか。

また、計画策定に当たって、子どもの意見については、どの段階で聞き取りや集約を行い、どのように反映させる機会を確保しているのか。

回 答

第 5 次光市子ども読書活動推進計画の策定に当たっては、2 月に各幼稚園、保育園、小学校 4 年生、中学校・高校の 2 年生を対象に、アンケートを実施しており、できるだけ多くの意見を聴取しながら、第 5 次の計画に生かしていきたいと考えている。

また、第 4 次計画の検証については、6 月に内部の委員会において検証結果を報告し、その結果を踏まえ、第 5 次計画における課題の改善について検討していきたいと考えている。

意 見

6月に報告する検証結果について、子どもたちはどれくらい関われるのか。

回 答

現時点で子どもが委員会に参加することは考えていないが、策定懇話会等で、子どもの意見を代弁できる方々の意見を聴取することは可能であると考えている。

意 見

2月に実施したアンケートにおいて、改善を求める意見や今後の取組に関する要望について、どのように対応していくのか。

回 答

本アンケートの目的は、子どもの読書に関わる現状を把握する点にある。

その中で、子ども基本法の趣旨を踏まえ、子どもたちが自主的にどのように読書活動に関わっていききたいかを問う設問を設けている。これらの結果については、第5次計画の策定に当たり、適切に反映していきたいと考えている。また、子どもたちの意見については積極的に取り入れ、何らかの形で反映させていきたいと考えている。

意 見

子どもの意見が何らかの形で反映されることが重要であると考えており、そのような意見を有する方が参加し、検討が進められるのであれば、その方向で進めていただければよいと考える。

④ 意 見

先日、浅江中学校で地域共創教育コンソーシアムに出席したが、子どもたちは、実際に校舎を使用することを前提に、ロッカーやトイレなどを見て回っていた。

こうした視点は、実際の使用時に生じる問題の把握にも有効であると考えており、施設一体型小中一貫校やまと学園においても同様の視点を取り入れたらいいのではないかと考えるが、今後に活かしていく予定はあるのか。

回 答

こうした取組は、やまと学園でもできるのではと思っている。また、中学生を対象にトイレ活用ワークショップを授業で行っており、その内容を実施設計まで反映してきたが、詳細な部分については、多様な目で見ることによって、気づきとなると思うので、そうした視点で何らかの形で取り組んでいく必要があるのではと思っている。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 議案第12号 光市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

(ア) 概 要

規則の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内 容

令和8年度の教育委員会事務局機構改革に伴い、所要の改正を行うもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

ウ 議案第 1 3 号 光市弓道場設置条例施行規則の制定について

報告第 7 号 光市弓道場設置条例の制定について

(ア) 概 要

条例及び規則の制定について、事務局より説明。

(イ) 内 容

旧光丘高校の閉校後使用されていなかった弓道練習場を再整備し、光市弓道場として設置することに伴い、必要な事項を定めるため、制定を行うもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

弓道場は光市の直営になるということだが、スポーツ公園やフィッシングパークのような形で関わっていくということなのか。

回 答

フィッシングパークやスポーツ公園は指定管理者制度を利用しており、市が委託した業者が使用料の徴収などを行うが、弓道場についてはスポーツ推進課が直接利用料の徴収や許可の発行を行う。

② 意 見

直営でということだが、使用者はどこでお金を払って施設を使用するのか。

回 答

鍵の管理は、施設に設置されたダイヤル式ボックスを用い、予め利用者に伝えている暗証番号で鍵を取り出し、使用後は返却する方式。また、貸出しは利用日の 1 か月前の 1 日から申請を受け付け、使用料は事前にスポーツ推進課窓口で支払い、当日直接施設を利用する運用を考えている。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

エ 議案第 1 4 号 光市地域クラブ活動（試行運用）実施要綱の一部改正について

(ア) 概 要

要綱の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内 容

令和 8 年度から地域クラブ活動が本格運用となることに伴い、所要の改正を行うもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

オ 議案第15号 光市美術展実施要綱の一部改正について

(ア) 概要

要綱の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内容

美術展に出品することができる品目の種類を削除することについて、所要の改正を行うもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

出品がないから項目を削除したということだが、今後出品の意向があった場合は改めて検討するのか。

回答

項目については実行委員会で協議することになるが、その他という項目の中で出品できるようにしたいと考えている。

(エ) 議決

全員一致で承認される。

カ 議案第16号 学校運営協議会委員の任命について

(ア) 概要

学校運営協議会委員の任命について、事務局より報告。

(イ) 内容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

別冊の1ページ目が室積中第1号となっているが、小と中が一緒になっているように見える。昨年度は小と中が別々だったと思うが、これは学校運営協議会が一つになったからなのか、小学校と中学校の委員が一緒だからなのか。

回答

室積小中学校については、常に一緒に活動しているため、共通の委員として挙げられており、中学校が代表で発出をしているため、中学校の発番となっている。

意見

学校運営協議会はそれぞれの学校にあって、23名の学校運営協議会のメンバーが全く一緒ということなのか。

回答

そういうことになる。小・中学校のメンバーがコミュニティセンターで会議をしており、小・中のメンバーが、小学校に関する議題、中学校に関する議題のほか、共通の議題も取り上げており、常に情報共有が図られているという状態である。

意見

運営協議会は15名程度の委員で組織するということと比較すると、23名は多いのではないかと思う。一緒になることによって、いい意見が出る場合もあれば、逆に一緒だから意見が出ない場合もあるため、運営方法を工夫しないといけないと思う。

② 意見

様式について、学校によって年齢や住所の記載の有無、推薦理由の記載方法に違いがあるため、記載内容は統一したほうがいいのではと思う。

回答

例えば年齢については、学校の意向で表記しない場合もあるが、保険等に入る際に住所や年齢が必要になるため、必要な情報については求めている。推薦理由の記載方法が様々であることは課題であると認識している。

(エ) 議決

全員一致で承認される。

キ 議案第17号 学校給食費の改定について

(ア) 概要

学校給食費の改定について、事務局より説明。

(イ) 内容

概要のとおり。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

ク 議案第18号 光市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

(ア) 概要

光市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、教育委員会の意見を求めるため、本案を提出。

(イ) 内容

光市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の内容について説明。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

ケ 報告第6号 光市立学校設置条例の一部改正について

(ア) 概要

条例の一部改正について、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

コ 報告第 8 号 光市立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部改正について

(ア) 概 要

条例の一部改正について、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

サ 報告第 9 号 光市学校児童生徒等就学援助規則の一部改正について

(ア) 概 要

規則の一部改正について、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

シ 報告第 10 号 光市外国語指導助手任用要綱の一部改正について

(ア) 概 要

要綱の一部改正について、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

ス 報告第 11 号 光市社会教育委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

セ 報告第 12 号 令和 7 年度光市一般会計補正予算（第 7 号）について

(ア) 概 要

令和 7 年度光市一般会計補正予算（第 7 号）について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

ソ 報告第 13 号 令和 8 年第 1 回光市議会定例会一般質問要旨について

(ア) 概 要

令和8年第1回光市議会定例会一般質問要旨について、教育長より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

浅江中学校移転に伴う避難所について、避難所が浅江小学校から浅江中学校に切り替わるのはいつか。また、4月1日に災害があった場合、どちらに案内されることになるのか。

回 答

広報にも記載しているが、浅江中学校の移転に合わせて避難所も変更となるため、変更日は4月1日となる。また、ペットの同行避難所についても、浅江中学校の移転後は武道場の隣に整備するようになる。

ナ 報告第14号 区域外就学の承認について

(ア) 概 要

区域外就学の承認について、事務局より説明。

(イ) 内 容

区域外就学の協議及び申請のあった5件を承認したことについて報告するもの。